

第 82 号

専決処分¹の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求め²る。

令和2年2月4日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 27 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日及び場所で発生した熊本県警察職員の車両誘導による事故³に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和2年1月7日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

発 生 日 発 生 場 所	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和元年5月24日 上天草市松島町地内	株式会社美琴 (車両所有者)	73,126円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。